

1. 目的

東北工業大学(以下、「本学」という。)は、人間・環境を重視した、豊かな生活のための学問を創造し、それらの統合を目指す教育・研究により、持続可能な社会の発展に寄与することを理念に掲げている。

本知的財産戦略は、知的財産ポリシー(平成22年制定)に基づき、本学の学術研究の成果を社会へ還元すること及び東北工業大学の学術研究の発展を目的とし、その実現に向けた方針及び取組みを示すものである。

2. 知的財産戦略の方針

(1) 知的財産の創出推進

研究成果を知的財産権化することにより、本学は次のメリットを享受することができる。

- ① 知的財産の活用で得た実施料の一部を発明者及び研究室への還元並びに共同研究等をはじめとする研究資金の獲得により、研究者の意欲向上や更なる外部資金の相乗的な増額が可能となる。
- ② 知的財産の実用化に対する産業界からの客観的な評価及び実用化を通じて新たな研究課題を見つけることが可能となり、次の知的財産創出の貴重な機会を得ることができる。
- ③ 知的財産の権利化の手続きを済ませておくことで、発明に対する法的保護を享受することができ、技術移転をし易い環境が整う。また、共同研究への発展も見込まれ、中・長期的な連携強化が可能となる。
- ④ 本学の研究成果を実用化することにより、産業界や地域社会との連携が促進され、高い評価を得ることができる。

そのため本学は、教職員の知的財産の創出を推進するため、人材育成・インセンティブの付与・特許事務所等の外部機関との連携・知財担当部門の支援等を積極的に行う。

(2) 知的財産の活用推進

確立された知的財産をイノベーション創出や地域産業振興へ導くためには、産業界における技術の実用化が必要であり、実用化なくして知的財産権化のメリットを享受出来ない。

そのため本学は、知的財産の適切な公開・実施者の発掘・実施許諾や譲渡等、効果的かつ効率的な知的財産の活用を推進する。

(3) 知的財産の適切な管理

知的財産の積極的な創出と効果的な活用を達成するためには、知的財産の適切な管理が必要となる。

そのため本学は、知的財産に係る規程や委員会を整備し、窓口及び管理を担当部門に一元化させ、効率的・効果的な管理体制の構築に努める。

3. 取組み

(1) 知的財産の創出推進

- ① 教職員対象の知的財産啓蒙セミナーの開催や、知的財産管理担当職員を知的財産管理専門セミナー等へ派遣し、教職員の人材育成に努める。
- ② 職務発明等に係る権利の継承時には、知的財産を創出した教職員等に対する補償金や、実施料収入等からの適正な利益の還元を東北工業大学発明等規程で定め、知的財産創出へのインセンティブの付与を図る。
- ③ 知的財産の出願・審査請求・中間処理・登録の際には、特許事務所等の外部機関との連携を図り早期の権利化に努める。
- ④ 知的財産に係る窓口を研究支援センターに一元化し、権利化までの円滑な推進に努める。

(2) 知的財産の活用推進

- ① 企業との共同研究で創作された知的財産は、企業での実用化等を促進・支援する観点から最適な形態で出願すると共に、教職員等の意思も勘案して進める。例えば、企業が独占的な実施を志向する場合には、企業と共同出願して独占的な実施に対する補償を求めるか若しくは出願前でのタイミングも含めた企業への譲渡を行うかを、他の関連する出願の状況等に応じて判断する。また、企業の実施化への意欲が不明である場合には、大学が単独保有する等の選択肢も含め、当該企業以外へのライセンス可能性を追求する。
- ② 知的財産を実用化するために、実施予定企業と実用化共同開発プロセスが必要な場合は、本学の予算を充当や国等の競争的開発資金の獲得支援を行い、実用化を推進する。
- ③ 本学単独で創作された知的財産は、シーズ展示会や本学シーズ集等で適切に公開し、実施者の発掘に努め知的財産の活用を推進する。
- ④ 本学は、保有する知的財産について、定期的に見直し評価を行い、活用の見込みのない知的財産は放棄や譲渡等の処分を行い、また発明者本人に返還する。

(3) 知的財産の適切な管理

- ① 知的財産の帰属、補償、実施料の還元等は、東北工業大学発明等規程で定め、その審査は発明等評価委員会及び特許審査委員会で行う。
- ② 企業との共同研究の際には、事前に共同研究の成果としての知的財産の取扱いに関する

条項を共同研究契約書に含め、さらに企業との共同出願時には共同出願契約書の雛形を用意し、相互理解が円滑に運ぶよう努める。

- ③ 企業との共同特許出願契約等においては、個別案件毎に、持分割合、費用負担、権利の処分、ライセンス権、優先実施、不実施補償等について明確にする。
- ④ 知的財産の創出・保護等の意識啓発や権利の取得・活用促進等の実務は、研究支援センターに一元化し、知的財産に関する本学の窓口となり、業務を推進する。